

## R I ・研究所等廃棄物処分事業の推進に関する協力協定

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)は、廃棄業者としてR I 廃棄物の受託業務を実施している社団法人日本アイソトープ協会(以下「乙」という。)及び大学、民間事業者等の研究所等廃棄物発生者の取りまとめを担う財団法人原子力研究バックエンド推進センター(以下「丙」という。)の協力を得て、R I ・研究所等廃棄物の処分事業を推進するため、下記のとおり協定する。

### 記

#### (目的)

第1条 甲は、乙及び丙の協力を得て、R I ・研究所等廃棄物処分事業の推進を図るものとする。

#### (連絡協議会の設置)

第2条 甲、乙及び丙は処分事業の円滑な推進を図るため、R I ・研究所等廃棄物連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

#### (連絡協議会の活動)

第3条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項について情報・意見交換等を行う。

- (1) RI ・研究所等廃棄物処分事業の進め方のこと。
- (2) RI ・研究所等廃棄物処分事業の事業計画及び技術的事項のこと。
- (3) RI ・研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理の計画のこと。
- (4) その他必要と認めた事項。

#### (連絡協議会の構成等)

第4条 連絡協議会の委員は、甲、乙及び丙それぞれ若干名の役職員をもって構成する。

2 連絡協議会の議長及び事務局は甲とする。

#### (有効期限)

第5条 本協定の有効期限は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期限満了の 3 ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれか一方から異議の

申出がなされないかぎり、期間満了の翌日から 1 年間、契約を延長するものとし、以後この例にならうものとする。

本協定の成立により、「RI・研究所等廃棄物処分事業の推進に関する協力協定」(平成 17 年 10 月 1 日付け)及び「RI・研究所等廃棄物処分事業推進会議の設置に係る覚書」(平成 17 年 10 月 1 日付け)は廃止するものとする。

本協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名捺印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 4 月 1 日

甲 独立行政法人日本原子力研究開発機構  
理事長 岡 崎 俊 雄

乙 社団法人日本アイソトープ協会  
会長 吉川 弘之

丙 財団法人原子力研究バックエンド推進センター  
理事長 菊池 三郎